

芦屋市立打出浜小学校いじめ防止基本方針

芦屋市立打出浜小学校

1 はじめに

本校は「豊かな心を持ち、自ら考え進んで実践しようとする心身ともに健康な子ども」の育成を学校教育目標に掲げ、自主性・創造性を発揮する基盤となる「豊かな心」を育むことに重点を置きながら、自らの学びや思いを伸び伸びと表現できる子どもたちの姿を思い描き、取組を進めている。

そのためにも、全ての子どもが安心して学校生活を送り、有意義で充実した活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けた日常の指導体制を定め、いじめを認知した場合は適切且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめに対する基本的な考え方

(1) はじめに

いじめは、いじめを受けた人の心や身体を傷つけ、教育を受ける権利や人間としての生きる権利を傷つけ、児童の健全な成長を損なうものである。また、児童のかけがえない生命が危険にさらされることもある人として許せない行為である。

しかし、いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることであり、大人の気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい性質のものであることから、学校はもとより、家庭、地域が一緒になって取り組まなければならない。

早期発見のために、日ごろから教職員と児童、保護者との信頼関係の構築に努め、早い段階から情報をつかみ、たとえ、ささいな兆候であっても、的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する姿勢を大切にする。

(2) いじめの定義

いじめとは、児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的・物理的な影響を与える行為で、対象となった児童の心や身体が傷ついたり、被害を受けて苦しんだりすることである。これはインターネットでの悪口なども含む。

(具体例)

- ・ 冷やかしやからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ 電子メールやソーシャルネットワーク上で行われる誹謗中傷 等

(3) いじめか否かを判断する時の原則

ア いじめられた児童の立場に立つこと

- ・ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。

イ 児童本人や周囲の状況を客観的に把握しておくこと

- ・ いじめられていても本人が否定する場合もある。
- ・ 被害者 VS 加害者という二者関係だけでなく、集団の中にある雰囲気（はやし立て面白がったりする存在や、知っていても暗黙の了解を与える傍観者の存在）に留意する。

ウ 組織的に判断すること

- ・ 暴力的なものよりも、心理的ないじめが増加しており、より見えにくくなっている状況から、特定の教職員のみによることなく、組織（別掲）で判断をする。

3 いじめ防止等の指導體制・組織的対応等について

「いじめは、どの学級にも児童にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、平素より個々の児童の学校生活や家庭生活の状況を敏感にキャッチし、児童の微妙な変化に対応するよう心掛けています。そして、教職員が児童とともに、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導體制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

(1) いじめの未然防止と大切にする観点

ア 思いやりの心を育てる学校づくり

児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。教職員が児童に対して、愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、自己存在感や充実感を与えることにつながり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえで大きな力となる。そのために特に意識しながら取り組むこととして、以下の3点をあげたい。

<居場所づくり>

すべての児童が安心でき、他者から認められている、自分が必要とされる存在であると感じ、落ち着いて学べる場を作ること、学級や学校を落ち着ける場所にしていくことで、児童のストレスや感情をコントロールする力、自己存在感、自尊感情を高めることを目指す。

<絆づくり>

日々の授業や行事等において、すべての児童が互いの違いを認め合い、支え合い、他者との関わり、他者の役に立っていると感じながら、主体的に取り組む共同的な活動を通して、活躍できる機会をつくることで、児童の自己有用感の向上、人間関係を形成する力や社会性の育成を目指す。

イ 命の大切さの指導の充実

人権教育、道徳教育及びさまざまな体験活動等を通し、命の大切さについての指導を行う。自分自身を含め、一人ひとりがかかけがえのない存在であることを、徹して指導する。

ウ わかりやすい授業づくり

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係のストレスが関わっていることが多い。このことを踏まえ、教職員一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。

エ 円滑に他者とコミュニケーションを図る能力の育成

自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しい状況が、いじめの長期化、深刻化につながることもある。他者と適切にコミュニケーションを図る力や、児童が日頃の学校生活の中でストレスを感じた場合でも、それを他人に直接ぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

オ 教員の姿勢・言葉

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等が、子どもたちを傷つけ、いじめを助長してしまう場合がある。教職員が良きモデルとなり、慕われ信頼されるよう言動に留意するとともに、研修を重ねていく。

(2) いじめの早期発見のために

ア 組織的な体制づくり

管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するスクールカウンセラー、その他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。 **別紙 1 校内指導体制及び関係機関**

イ 小さな変化を情報共有する

日常の観察を通して、気になる変化が見られたら、メモをとることや、教職員間ですぐに情報共有する。保護者から入った情報についても同様である。また、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。 **別紙 2 チェックリスト**

ウ 定期的な懇談機会をつくる

放課後などに教育相談の機会をとり、学習の状況や交友関係、悩みなど児童の様子を把握する。

エ 未然防止及び早期発見のための指導計画の作成

いじめの未然防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。 ●別紙3 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、担任だけで抱え込むことなく、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を行う。 ●別紙4 組織的対応

ア 児童の安全確保

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で行為を止める。いじめを受けた児童には、まず担任等が本人の訴えを本気になって傾聴し、つらさや悔しさなどを十分に受け止め、親身な対応をする。また、児童のプライバシーにも留意しながら以後の対応を行っていく。

イ いじめた児童への指導

担任等は、いじめたとされる児童から事実関係を聴き取り、まず、いじめがあったことを確認する。確認されたら、不満等の訴えを聴き、受容的な態度を取りつつも、いじめは人格を傷つけ、生命、身体、財産を脅かす行為であることを確認させ、自らの行為の責任を自覚させるよう促すとともに、相手の児童のつらさに気付かせる。

なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景や理由にも目を向け、当該児童の安心・安全・健全な人格の発達に配慮して指導を行う。

ウ 保護者に事実関係を伝える

事実関係をしっかり確認した上で、家庭訪問等により、迅速・正確に保護者に事実関係を伝える。いじめを受けた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を取り除く努力をする。また、児童の不安を取り除くため、複数の教職員の協力のもと、当該児童の見守りを行うなど、安全の確保や具体的な方策を伝えて理解を得るように努める。保護者の心情に配慮した発言を心掛け、保護者との信頼関係を構築するように努める。

エ 支援等の継続

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。いじめの解決とは、加害児童に被害児童に対する謝罪を指すものではなく、被害児童と加害児童の関係修復、そして、いじめにはかかわっていない児童も含めて、学級や学年の児童との関係が良好になり、望ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すことをもって判断する。

オ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為は「傍観者」として、いじめに加担する行為であることを理解させる。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア 不適切な書き込みへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察に連絡し、適切な援助を求める。

イ 情報モラル教育の推進

保護者とも連携しながら、警察や通信企業等が開く「安全教室」の活用をするなど情報モラル教育を推進する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時」で、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認める時」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案によっては教育委員会とも連携を図りながら、迅速に調査し、学校が判断する。

また生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、教育委員会と連携を図りながら、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

本校は、これまでも学校の取組等の情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、

地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、保護者会、学校評議員会等あらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す。

本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。